

青森労働局からのお知らせ

令和5年11月1日

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場環境づくりを進めるため、集中的な広報・啓発を実施しています。

「職場のパワーハラスメント」とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為です。

<パワハラ6類型について>

①身体的な攻撃



②精神的な攻撃



③人間関係からの切り離し



④過大な要求



⑤過小な要求



⑥個の侵害



※ これらはパワハラに当たりうるすべてを網羅したものではなく、これら以外は問題ないということではありません。

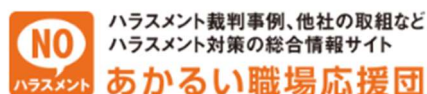
【どうやってパワーハラスメントの予防・解決をすればいいの?】

企業において、パワーハラスメント対策の基本的な枠組みを構築するために以下の7つの取組の実施をお願いします。

- ① トップのメッセージ ～組織のトップがパワーハラスメントは職場からなくすことを明確に示す。
- ② ルールを決める ～就業規則において、パワーハラスメントの禁止や処分に関する規定を設ける。
- ③ 社内アンケートなどで実態を把握する ～従業員アンケートを実施する。
- ④ 教育をする ～管理職研修、従業員研修を実施する。
- ⑤ 社内での周知・啓蒙 ～組織のルールや相談窓口について周知する。
- ⑥ 相談や解決の場を提供する ～企業内外に相談窓口を設置し、責任者を定める。
- ⑦ 再発防止のための取組 ～行為者に対する再発防止研修を行う。

詳細は、「あかるい職場応援団」を参照ください。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号] 017 - 734 - 4211

年次有給休暇を上手に活用しましょう ～冬～



休暇をとって、
いつもと違う冬を
探しに行こう。

新しい働き方・休み方を
実践するために

年次有給休暇を
上手に活用しましょう



事業主の皆様へ

新しい働き方・休み方のスタイルを定着させ、これからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇の活用が効果的です。労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために導入をご検討ください。

● 時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結ぶことにより年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。

労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

- ① 時間単位年休1日分の時間数
- ② 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数
- ③ 時間単位年休の対象労働者の範囲
- ④ 時間単位年休の日数

● 年次有給休暇の計画的付与を導入しましょう。

年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結ぶことにより、計画的に休暇取得日数を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。以下のとおり、企業の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方式	適した事業場
一斉付与	全従業員に対して同一の日に付与	操業を止めて全従業員を休ませることができる事業場
交代制付与	班・グループ別に交替で付与	定休日を増やすことが難しい事業場
個人別付与	個人別に付与	付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号] 017 - 734 - 4211

時間外労働の上限制制とは

残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、
臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、

- ・時間外労働・・・年720時間以内
- ・時間外労働+休日労働・・・月100時間未満、2～6か月平均80時間以内

とする必要があります。

原則である月45時間を超えることができるのは、年6か月までです。

法違反の有無は「所定外労働時間」ではなく、「法定外労働時間」の超過時間で判断されます。

労働時間・休日に関する原則

法律で定められた労働時間の限度

1日8時間 及び **1週40時間**

法律で定められた休日

毎週少なくとも1回

これを超えるには、
36協定の締結・届出が必要です。

特設サイトはこちら ⇒ <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/>

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号] 017 - 734 - 4211